

# 官報

號外 昭和二十一年十二月六日

○帝國議會

## 衆議院議事速記錄第六號

昭和二十一年十二月五日(本曜日)  
午後一時一分開議

議事日程 第五號

昭和二十一年十二月五日

午後一時開議

第一 皇室典範案(政府提出) 第一讀會

特許標準局長官 同

松田 太郎  
久保 敏二郎  
禮之助  
右近 輝次郎  
岡松 成太郎  
菅 琴之助

第一章 皇位繼承  
第一條 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを繼承する。

第二條 皇位は、左の順序により、皇族に、これを傳える。

一、去る三日議長において次ぎの通り常任委員辭任の許可があつた。

第六部選出豫算委員 寺田 榮吉君

第一部選出請願委員 青木 泰助君

一、去る三日常任委員補缺選舉の結果次ぎの通り當選した。

懲罰委員 武藤 常介君(荒木武行君補闕)

第一部選出 七 皇兄弟及びその子孫

五 その他の皇子孫

六 皇兄弟及びその子孫

七 皇伯叔父及びその子孫

前項各号の皇族がないときは、

皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを傳える。

前二項の場合においては、長系を先にし、同等内では、長を先にする。

東京、鹿児島間直通電行列車運轉復活に關する建議案

(以上十二月三日提出)

第六部選出 一、去る三日吉田内閣總理大臣から次ぎの通り發令があつた旨の通牒を受領した。

復員事務官 荒尾 興功

同 山本 善雄

第九十一回帝國議會政府委員被仰付

一、昨四日吉田内閣總理大臣から次ぎの通り發令があつた旨の通牒を受領した。

商工事務官 繩井富太郎

同 松田 太郎

久保 敏二郎

禮之助

右近 輝次郎

岡松 成太郎

菅 琴之助

第一 皇室典範案 第一讀會

第八條 皇嗣たる皇子を皇太子といふ。皇太子のないときは、皇嗣たる皇孫を皇太孫といふ。

第九條 大皇及び皇族は、養子をすることができない。

第十條 立后及び皇族男子の婚姻は、皇室會議の議を経ることを要する。

第十一條 年齢十五年以上の内親王、玉及び女王は、その意思に基き、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。

第十二條 亲王(皇太子及び皇太孫を除く)、内親王、玉及び女王は、前項の場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。

第十三條 皇族の身分を離れる親王又は玉の妃並びに直系卑属及びその妃は、他の皇族と婚姻した女子及びその直系卑属を除き、同時に

皇族の身分を離れる。但し、直系卑属及びその妃については、皇室

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

第二章 皇族

第五條 皇后、太皇太后、皇太后、親王、親王妃、内親王、玉、王妃及び女王を皇族とする。

第六條 嫡出の皇子及び嫡男系嫡出の皇孫は、男を親王、女を内親王とし、三世以下の嫡男系嫡出の子孫は、男を王、女を女王とする。

第七條 王が皇位を繼承したときは、その兄弟姉妹たる王及び女王は、特にこれを親王及び内親王とする。

第八條 皇嗣たる皇子を皇太子といふ。皇太子のないときは、皇嗣たる皇孫を皇太孫といふ。

第九條 大皇及び皇族は、養子をすることができない。

第十條 立后及び皇族男子の婚姻は、皇室會議の議を経ることを要する。

第十一條 年齢十五年以上の内親王、玉及び女王は、その意思に基き、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。

第十二條 亲王(皇太子及び皇太孫を除く)、内親王、玉及び女王は、前項の場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。

第十三條 皇族の身分を離れる親王又は玉の妃並びに直系卑属及びその妃は、他の皇族と婚姻した女子及びその直系卑属を除き、同時に

皇族の身分を離れる。但し、直系卑属及びその妃については、皇室

会議の議により、皇族の身分を離れないものとすることができる。

第十四條 皇族以外の女子で親王妃又は王妃となつた者が、その夫を失つたときは、その意思により、皇族の身分を離れることができる。

第十五條 皇族以外の者及びその子孫は、同項による場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。

第十六條 天皇が成年に達しないときには、攝政を置く。

天皇が、精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、國事に關する行爲をみずからすることができないときは、皇室會議の議により、攝政を置く。



系の子孫は皇族からまでもこれを除かれることは、これまた私は甚だ了解に苦しむ點であります。その點は、第六條のこの法典の精神から解釋いたしますると、正統の血統を繼がれておつても、庶系であるが故にこれに皇族たる身分を與えないということは、いかなる理由であるか。これも憲法の人間平等の建前から行きますならば、そうした區別をなさることはいかゞなものであろうか、かようにも存するのであります。この點も併せてお尋ねいたしておきます。

後に戻るようで恐縮であります、現行の典範によりますると、その第四條には、皇位の繼承に關しましては、「皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス。皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫首在ラサルトギニ限ル」、こう規定してあります。これで私は皇位の繼承に庶子を認めた所で、一向將來に關係はないものではないかと思ひます。いわんや國家悠久性から考へました時に、私はこれを排除する理由はないでないか。かように存する次第であります。

第二の問題を聽くであります。何故に女帝を認めないか。女帝を認めない理由奈邊にありやといふことを、お尋ねしたいのです。これまた國家の悠久性を考えます時に、女帝を認むることは決して不要のものではない、かのように存する次第であります。いわんや今日、新憲法の大原則たる男女平等の原則をその精神いたしとする以上は、この點と舊憲法の精神と、いさゝか食違いを感じる文句であります。この點に對する金森國務大臣

の御答辭を伺ひたいと思うのであります。男女平等、男女平等等というふうを申しますが、憲法で申しながら、それを一般國民に要求しておいて、ひとり皇位に關する點においてこれを排除なさるといふ理由については、割り切れないものを感ずる次第であります。よろしく女帝を認めめて、すぐに女帝が出現するというわけではありません。その順位のごときは、これはゆづく研究の餘地があるのであります。私はこの意味からいたしまして、女帝はお認めになつて差支えないと呼ぶ者あり、拍手)「それも女帝を認めます。私はこの意味からいたしまして、女帝はお認めになつて差支えないと存する次第であります。

「が、私は國民感情としてもまことに適切なるものである、かように存するのであります。あまりセンチ的な考え方の方かは知りませんが、これが日本國民の感情である。われく國民が、日本國の象徴たる天皇、憧れの天皇として仰ぐ場合に、この神器の存在もまた一概に排斥すべきものではない、かようには存するのであります。この點に對する御一助も伺いたいと思ひます。

第四に改正典範を見ると、第十條に「立后及び皇族男子の婚姻は、皇室會議の議を経ることを要する。」とあります。立后と皇族男子の婚姻には、憲法第二十四條のごとく直ちに成立するものではなくて、皇室會議の議を経ることを要件としたいたかのごとく、解釋されるのであります。はたしてしからば、これは憲法第二十四條と何らかの矛盾を生ぜざるやといふことを疑う次第であります。この點に關する御答辯を承つておきたいと思うのであります。

次ぎには、現行典範を見ますと、第一章に皇位の繼承に關する大原則を定め、直ちに第三章には踐祚即位の章を設けて、嚴肅にこれを取扱つております。しかしに今回の改正典範では、わずかに皇位繼承のうち、第四條まで皇位繼承の章としておきながら、その後に來て、「天皇が崩したときは、皇帝が、直ちに即位する。」と、まことにあつけなく、まことに寂しく取扱つてあるがござりがいたすのであります。これに反して現行典範は、別に獨立したる「即位の章を設けまして、『天皇崩スルトキハ、皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク』、さらに「即位ノ禮及

大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ「元號は云々といふことを『詔書裡』に規定してゐるのであります。にも拘わりませず、たゞ一條、天皇崩するときは直ちに皇嗣がこれを相傳するということに取扱つてありますことは、まことに寂

お思いになるのでありますかどうか、併せて伺つておきたいと存ずるのであります。以上簡単ではあります、これをもつて私の質疑といたした次第であります。(拍手)

今後の研究によりまして、十分論究を進めて参りたいものと考えておりま  
す。

ことと組み合わせて考えてみます。と、一般的の道理だけでは行き届きかねる部分があるのであります。そこで諸般の事情を考えまして、御婚姻の場合におきましても、さきに御指摘になつましたよな皇室會議の議を経ることを定めたわけであります。

次に踐祚即位につきましての特別的な章を設けなかつたのはどういうのであるかというお尋ねであります。そこで諸般の道理だけでは行き届きかねる部分があるのであります。そこで諸般の事情を考えまして、御婚姻の場合におきましても、さきに御指摘になつましたよな皇室會議の議を経ることを定めたわけであります。

きお方であるのでありますから、その御地位に即かれるお方も、正當の婚姻によつて生れられたお方に限りたい、これが提案の趣旨であります。(拍手)

に践祚即位の章として、今申し上げましたようなことを規定しております。そこで、読む者をして一讀懲を正さしむる感じとも子つであります。こしまは天皇

こう考へましたわけであります。その他の御質問に對しては、金森國務大臣からお答えいたすはずであります。

が、直観的にさうな考え方も出て来る  
る方へ行等しになるといふやうな  
念も直觀的に——現窟ではありません  
餘地があるわけであります。他の一面  
から申しますと、女帝を認めまするに  
つきましても、それは順序の關係にお  
きまして、男性の方が門戸の中におわ  
しまさぬ場合に、恐らく考えらるゝと

取扱われた所の當局の御意思は、どこにあるのであるか、この點を重ねて伺いたいのであります。

と何らか適合した。しかもそのてなしとかという御趣旨でありました。申し上げますまでもなく、わが國の過去の歴史におきましては、女帝がおわしましに二十七弋りまして、八度にて

思ひますて、しかして、おもとおもむかねは、およそを見透しまする所、容易に起り得ないことのように考えますので、これらの諸點を考え合わせますると、今日の現状におきまして、直ちに女性の天皇の制度をほつきりと認めますことは、なま相當研究の餘地を残しておるものと存じます。そこで即段階におきましては、既存のままの道つどに

いう御意を承るのであります。それには別に特別な出し合なることはございませんが、それにいたしましても、この皇室典範は、この修正をもつてはたして完全と

らの十代の女性の大皇の御位にお即きになりました諸種の事情を考えてみると、多くは特殊な場合、たとえば

多めにしては、現在の農業生産の現状にて、  
ついての研究の結果を一應受け継ぎざきま  
して、これらに関する特別なる規定を設  
けていないわけでありまして、なま

の範囲をもつてゐる。それで、その範囲をもつておられる方の範囲といふことを中心にして考えておりますからして、その天皇が國の象徴でおわしますといふ

おきましては、改正憲法の規定によりまして、天皇が御みずから元號をお定めになるという場面はないと考えております。従つて元號は、もし規定をおくとすれば、ほかの方法によるべきものと存じておりますが、明治元年の行政官の佈告というものがありますて、それによりまして元號の制は基本的に存在しておるわけあります。従つて皇室典範の中の元號の規定がなくなりましても、本質においては存続しておりますが故に、今回はそれにつきまして何らの特別なる規定を設けなかつたわけであります。

次ぎに、訴訟その他現在皇室典範の中にありまする多數の規定が省かれても支障はないかといふような御質疑と心得ましたが、御承知のごとく現在の皇室典範は、先に述べましたように、皇室の御一家の規定とみるべきものと、國の規定とみるべきものと、二組はいつておるのであります。皇室御一家の規定とみるべきものは、國の挾としてこれを定める必要はございませんで、これば除き去つて差支えないものでござります。そのほかに皇室と國民との間に關しまする訴訟その他の關係の規定がございまするけれども、これは憲法改正の場合に御説明を申し上げましたように、御一人たる立場におきましては、皇室の各位は國民の一人として考うべきでありますのが故に、それらに關しまする規定は、一般的の法律の中に必要な特例を伴いつゝ規定せられますが、支障ないことと考えておるわけであります。大體お尋ねの點はこれだけであつたと考えております。

○議長（山崎猛君）及川規君。  
〔及川規君登壇〕  
○及川規君 私は社會を代表いたしまして、皇室典範のこの法案に對しまして、次ぎの四點の質問をいたすのであります。まづ第一に、本法案には天皇退位の規定が認められませんが、それは何故であるかというのであります。わが國の歴史に徴しますると、上古神武天皇より欽明天皇に至るまでの間におきましては、讓位受禪の事例はないのであります。皇位の繼承は、ひとり天皇の崩御によつてのみ行われたのであります。しかし三十五代皇極天皇以來、讓位受禪の例がしきりに起りますて、大正天皇に至る八十九代の天皇中、五十七人の天皇が讓位せられたのであります。特に四十五代聖武天皇以後は、讓位はむしろ本體となり、爾後大正天皇に至る七十九代の天皇中、讓位せられた御方は實に五十三人の多きに及びまして、聖武天皇以後の天皇の大割七分、すなわち七割近くの御方が讓位せられておるのであります。崩御によつて起る即位は、むしろ例外と稱すべき状態であつたのであります。しかも現皇室典範制定に當りますて、微して明らかなるように、讓位の原因に種々好ましからざるものが多くありますからであらうと思うのであります。由來讓位に際しましては、多くは詔を

もつてその理由「示されておるのであります」が、この詔によりますと、老齢または疾病により政務の總覽に堪能せずとせられておるもの、天災地異または疫病その他の災異により、不徳のいたす所なりとして責任をとつておられるもの、次ぎに女帝にして既に皇嗣の長じたまえるによりとされているものなどであります。しかしながらこれらは、多くは詔勅の表面に現われました理由に過ぎませんで、當時の事情によつて、眞實の原因であると思われるものを推度するならば、およそ次ぎのごときものであつたと思うのであります。一つには院中において政事をきかんとの思召によるもの、次ぎには出家道臣の横暴を憤りたまえによるもの、次ぎには討幕のことを擧げんとせんがります。ついには院中において政事を持ったためにせられたもの、次ぎには世のためにせられたるもの、稀に異常の改変のためになされたるものなどであります。また以上のことく自殺的の觀慮によらずして、他からの強要によると認められる例も見受けられるのであります。權臣の強要によると認められるものといたしましては、藤原道長の三條天皇を強要して、後一條天皇に御位を譲らしめたるごとき、平清盛が高倉天皇を強要して、安徳天皇を立てたるがごとき、北條氏が陪臣の身をもつて、後宇多天皇は、数代にわたつて皇位繼承に容喙し、譲位を奉請したごときであります。また上皇または母后の意思に基づくものとみなされるものといったしましては、崇徳天皇が御父鳥羽法皇の院旨によつて譲位せられたるがごと

き、土御門天皇が後鳥羽上皇の内諭によりまして、また六條天皇が御祖父後白河天皇の廟に基づきまして、朱雀天皇が母后的内意によつて讓位せられたごときものがあります。更にきわめて異例といたしましては、全く聖憲に基づかず、天皇に重大なる事故あり、または異常の變に際し、臣僚の議をもつて退位のことを決し、讓位の御儀を行われなかつた例もあるのであります。陽成天皇、花山天皇、仲恭天皇の御退位のごときはこれに屬するのであります。たゞ唯一の廢位の例といたしましては、孝謙天皇が淳仁天皇を廢せられた例がただ一つあるのであります。以上挙げましたごとく、讓位の原因、事情等に種々好ましからぬものが存在することは否定できぬ事實であります。が、しかばばこれらの弊害は、今後のわが新しき天皇制においても生ずるの危険があるかどうかを懸念いたします。時、今後の日本の天皇制の下においては、かゝる危険は絶対に發生するの餘地なきものと信ずるものであります。以上の弊害は主として封建的天皇制の下に生じたものであるのであります。

與えたる深き感銘、今なお記憶に新たなものがあります。人間天皇こそは、新憲法下における天皇制の眞にるべき姿であります。しかばん人間の自由こそは人間たる資格、すなはち人格の本質は、いざこに求むべきであります。かントの言葉をまつまでもなく、意思の条において、國民の基本的權利として、思想の自由、良心の自由を力強く保障しております。新憲法はその第十三條、第十九條において、國民の基本的權利として、思想の自由、良心の自由を力強く保障しております。意思の自由は天皇においてより強く認められ、保障せられねばならぬと思うのであります。國民の總意をもつてしても、天皇を再び運命の絆に繋ぎ、運命の子たらしめることは、人間天皇の本質に反します。國民の總意をもつてしても、天皇を再び運命の絆に繋ぎ、運命の子たらしめることは、人間天皇の本質に反することと思うのであります。象徴たるの故をもつて、人間の本質である意思の自由を否定するがことは、もとより不當のきわみであり、意思の自由の否定は、人間の否定であり、人間の否定は、やがて人間天皇の否定であるのです。時に外勢の影響を恐れるといふならば、その防止に萬全を期すべき方策を講ずることは、やがて人間天皇に對して忠なる所以でないばかりでなく、國家の象徴としての尊嚴を維持する所以でもないと思うのであります。絶対自由の御意思をもつて、積極的に國民の象徴たらんとの熱心をもつて臨まれる天皇の御姿こそは、眞に國民の童心の内となり、心の發揮の如く、

となられるに、ふざわしいものと思つ  
のであります。

して、皇位のあり方の論議とする。現在の國民の確信を知らんがためには、爲政者はすべからく主觀をむなしらし、あらゆる努力、あらゆる手段を講じて、國民の總意の那邊にあるかを探らねばなりません。と同時に、國民の總意そのものは、時勢の進展につれて變り行くものなるを忘れてはならない。特に現今のこと、事態の轉きを以て急激なる時に、かりに思ひうる所の合理的精神、批判的、精神の故に合理化されて行くものなることを、牢記せねばならないのであります。國民の確信を、あたかも不變不動の固定觀念、乃至信念のごとく思惟いたしまして、たゞ漫然としてこの語を用いて、舊態を維持せんとする所の態度は、銳く批判せられ、是正されなければならぬと思うのであります。次ぎに第二點を以て、前質問者も質問いたしましたが、別なる觀點より、私も女帝を認めざるの理由をお尋ねいたしたいと思うのであります。提出の法案によりますれば、「皇位を繼承する」とあつて、女子は省かれてしまふのであります。男尊女卑の思想を培われ、國民の思想を支配し、今までお牢固として抜くべからざる根強さを

有しておる聲風であります。しかしながら改正憲法は、ほとんど革命的態度をもつての國習を破り、その第十四條の原則を樹立したのであります。今般皇位の繼承より女子を除外したのは、男尊女卑の思想に由來したものでないと言ふかも知れません。しかしながら併し國民を首肯せしむるに足る確乎たる理由のない限り、女子除外の措置は、男尊女卑の弊風の拂拭の妨げとなり、否、この思想肯定の根據とさえなる恐れがあると言はなければなりません。他に重大なる支障の存せざる限り、男女平等の原則は、國の象徴たる皇位の繼承においても尊重されねばならぬと信するものであります。(拍手)皇室は、新憲法において天皇が象徴となられたことにより、一層國民の儀表たるの地位を高めたものであります。従つて皇室は、すべての點において範を國民に垂れさせられ、眞に國民憧れの中心となるべきものと思うのであります。

憲法に折角樹立せられた男女平等の原則が、まず皇室典範において破られておるということは、遺憾のきわみであります。(拍手)もとより象徴たる御地位に鑑みて、無條件に民法的原則が採用さるべきであるとは考えておりません。象徴であり、また諸種の儀禮等を掌られる關係から、皇位は得ける限り男子が繼がるることは望ましいこととでありまするが、しかしながら親等のきわめて遠い皇族男子が、繼承の順位に當る如き場合においても前天皇に内親王があらせられるならば、この親等の最も新しい嫡出の内親王が、まず皇位に即

かることは、自然の感情にも合致し、正黨のこととされるのであります。象徴たる地位が、男子特有の能を要するならばまた格別、天皇の行為はすべて内閣の助言と承認によるのであつて、概して儀禮的、形式的行爲であるが故に、女帝において著しく困難もしくは不可能ということは、あり得ないのであります。攝政となられることは、現に本案も豫定しておるのであり、攝政となり得る以上、皇位に即かれぬということは、<sup>う</sup>思ないと思ひであります。これを西國の事例に見るも、女帝が立派にその任務をはたしておるものも少くなく、またわが國に於ても、異例ではありまするが、重祚を除き、八人の女帝の即位せられた歴史を有しておるのであります。現行皇帝室鏡等制定に當り、皇位繼承より女子を除外した理由として擧げられる所を見ると、只今森國務相の御答辯のごとく、一時の權宜にして常態にあらずと言ひ、或は祖宗の遺したる意想——遺意を紹述したるに過ぎずと言つておるのであります。一時の權宜とはいへ、女帝や「めることの必要、または妥當の場合のあることを歴史が證明する以上、これをその時々の便宜手段に信ずるものであります。或は女帝は、配偶者あらるゝ場合、その配偶者が困難なる立場に立たれることを顧念する人々もあるようでありまするが、平民の女子が皇族となることを豫想する以上、女帝の配偶者が特殊の地位に立だることは、やむを得ない事情であら

うと思います。何よりも大切なことは、われわれは實際にかゝる場合の生ぜざらんことを念願するものでありますけれども、天皇の嫡出の女たる内親王も、皇位繼承の順位の中に豫定せらるべきことは、三千八百萬の女子國民に與える道義的影響、否、全國民に與える男女同權に對する道義的信念の強化は、はかり知るべからざるものがあると思うのであります。(拍手)百言は一行にしきず、皇室典範にこの規定を取り入れることによつて、男女平等の原則は、公法、私法のあらゆる面に徹底し、新憲法の眞精神をますます發揚する所以であると思うものであります。先ほど金森國務相は、女帝を認めることは一應行詰まりになるというようなお話をありましたが、男系を認める以上、男系の女子を認めれば、そこで皇位は行詰まりでありますけれども、認めなくとも行詰ままであります。傍系に行くのでありますて、それはなんらの立論の根據とならぬものと思うものであります。

べきものであると思うのであります。さらに天皇の象徴たる地位は、國民の總意に基づくことは、憲法の趣意よりべきものであると思うのであります。明らかでありまして、この象徴的地位を充たすべき人間の變動は、國民總意の表明たる國會の意思にからしめることが至當であると思うのであります。さらにこれを國會の議に付することによりまして、國民と天皇もしくは攝政との關係を密に、國民の皇室に対する關心を昂揚し、皇室に對する國民の親しみをも増さしむるに、あずかつて力あるものであると思うのであります。

次ぎに第四は、皇室會議の議長に對する議論で、議長を充つべきではないかといふ質問であります。理由といたしましては、議長の職務は、勿論議事を整理し、議事の圓滑なる進行をはかるにありましようけれども、實際の面におきましてこれを見ますならば、議長の職務の仕方は、議事の議決の方向に相當の影響のあることも事實であります。かくして議長の職務は、單なる議事の運営という以上に、重大なる意味を持つて來るのであります。かゝる意味におきまして、國家の最高機關たる國會が、眞に國家の最高機關たるの實を擧げることもできるのであると思うのであります。國會の長といふものがありませんので、國會の代表者とともにみなすべき議院の議長をこれに充てるが至當であると思うのであります。かくしてこの國會が、眞に國家の最高機關たるの實を擧げることもできるのであると思ふのであります。内閣總理大臣をもつてこれに充たしたことは、事務の圓滑なる運行をはかるためである、事務運用の便



員にいたしましても、大嘗祭に關する規則にいたしましても、典範から省いたが、ほかにこれを國法として規定をされるかどうかということをお伺いしたいのであります。

なほ三種の神器は、これは踐祚の要件であるとされ、私ども國民はかく信じて參つたものであります。三種の神器存する所、正當なる皇統の存する所でなく、事實の問題となりまして、これら、この三種の神器を事實上授受するが、法律上これを取扱わないということが、なりますれば、これは國法の問題でなく、事實の問題となりまして、この重要な國家規則の規定される所がなくなることになると、私どもは信ずるのでありますから、この三種の神器に對しては、いかなる法律にいかなる規定をする御豫定であるかということを承りたいのであります。なお大嘗祭につきましても、即位の禮直後に、これは京都で行われておつたのでありまするが、かゝる行爲は、やはり法律上の行爲としてこれを行われるかどうかといふことをお伺ひしたいのであります。

次ぎに、元號の規定が現行典範から省かれ、新しい典範にはこれが上つておりませんが、元號は、かつては極秘密顧問の諮詢を經られまして、天皇陛下が御勅裁をなさつたのでありまするが、元號そのものの本質は、皇室の元號ではなくて、國家の元號、國民の元號であると信ずるのでありまするから、元號を定めることは、國法の範圍内であると思うであります。しからば典範からほどの元號の押引は取り去つたが、いかなる法律、いかなる規則

にこれを定められるが、明治維新のあの定めのみに、將來も永久によつて行くの特權についてであります。が、勿論五世以下は皇族の限りにあらず、五世以上をもつて限りをつけたらどうかと私どもは考へて、かかる考へはお持ちにならぬことを予想いたしまするところも、なかなかうかと云ふことをお伺ひする次第であります。

る権利があるものが、當然な権利でありまして、これをとやかく申し上げるのではなくのであります。たとえば民事上の關係につきましても、皇族相互の間を規律いたしまして、皇族一般法がここへ適用されなくて、皇族によつて規律されておるのであります。

もと皇室に付属するかなし特例に付しておるのであります。かゝる特例をそのまま認めて行く趣旨はどうか。民主主義の大原則の立場からいたしまして、大いに改革るべき問題だと私はもは考へるものであります。

次ぎに、皇族の榮典に關しまする特例につきましても、御地位に直接御關係のある御稱號とかいう御榮典、これがもとより動かすべきものじやないでありますするけれども、皇族を一般國民からさしたる理由もないのに特殊扱いをいたしまして、殷勳の特例を設けるとか、或は刑法に於て皇族に對する不敬罪の規則を設けまして、皇族に危害を加え又は加さんとしたる者は、一般的の者に對するよりも重刑をもつて臨むというような特殊扱いを設けておられますし、皇族に対する特例も設けられておられまする。裁判所の管轄外である。皇族と一般國民との間に於ける權利義務關係の訴訟は、特別なる裁判管轄がございまして、これは一般の管轄とは取扱いが違つておるのであります。刑事訴訟にとしましても特例がございまして、禁錮

、民主主義の大原則の実現にあらざれば裁判所は召喚しないという特例が定めています。これらの種々なる特徴をもつて、これまで存しました皇室の特権を民主的に取り扱って居住を制限いたしましたとして必ずしも東京都内に制限を取り除く必要があると思ふのであります。たゞこれらは、また商業を営むことは個人の社員となることは、個人によるほか報酬を受け取らぬという規則が設けられることはできない、公共團體は議員となることはできない、人間皇族といいました西によるほか報酬を受け取らるるが故に、かかる制限の権限、具体的に申しますと二項の御政を置く必要がある事柄をも、皇室會議をきめることになつておこの典範案のうち、重要な三條の皇位繼承の順序の二項の御政を置く必要性の八條の攝政を變え或は十八條の攝政を變え或は

攝政の順位を變える場合、二十條の攝政を廢すべきか否かを決定する場合、この四つの場合におきましては、いやしくも國家根本の規定に關するものだと思いますので、皇室會議の結果を議會に報告し、議會の承認を要すると定むることが、民主主義の建前上至當じやないかと考えるのであります。以上の點につきまして、御答辯を願いたいと存ります。

〔國務大臣金森徳次郎君登壇〕

○國務大臣(金森徳次郎君)　酒井君の私に對する——多分私に對するお尋ねに對しまして、お答えを申し上げます。第一は、いわゆる胎中皇子と皇位繼承との關係であります。現在の皇室典範の上におきましても、胎中皇子が、天皇崩御の場合に皇位繼承の順位に當らせられるかどうかということにつきましては、何らの明文はございません。しかし一般の解釋といたしましては、胎中皇子は、その立場において皇位繼承の順位をおもちにならないということになつてゐるよう思ひます。今國の法律としての皇室典範の中の規定も、およそその氣持を受けているのであります。胎中の皇子は、皇位繼承の順位をその立場においておもちにならないといふふうに考へておられます。その理由は、恐らく皆様方の御承知のように、國の象徴としての皇位は、一日も滿されていなければならぬ、かように考へるのであります。しかるに未だお生まれにならない方が國の象徴でおありになる法によつて調節いたしまするにして、非常に不合理であります。後よ

りして紛糾を生ずる。お生まれになつたのが男子でおありにならなかつたといふようなことがありますと、かなり基しい紛糾を生じまして、これは從前通りの行き道として起案をしてゐるわけであります。

次ぎに皇位の繼承に關する儀式といふ場合につきましては、これは先にも少しくお答えはいたしましたが、皇位繼承に伴つて、種々なる儀式が行わせられるることは、恐らく現在の有様と同じような方向に向いておると存じております。しかしながら改正憲法におきましては、宗教上の意義をもつた事柄は、國の當然の儀式とはいたさないことになつております。従つて皇位繼承に關する諸種の儀式の中につきましても、宗教的な意味を多く含んでおりますのは——或は少しでも含んでおりまするものは、皇室典範の中に取り入れることが困難であるわけであります。三種の神器を授受するということは、恐らく實際において行わることと想つておられます。しかしその中には、殊に賢所のお祭りのごときは、宗教的意味をかなり含んでおるものと存じまするが故に、これを皇室典範に取り入れることは困難であるわけであります。また大嘗祭は、同じような理由によりまして、皇室典範の中に取り入れることもできませんわけで、またこれに基づきまする施行の命令といふものの中を取り入れるかと申しますると、これも國の規則でありまするが故に、宗教的なるものにつきましては規定することができません。その所は、適當にしかるべき範圍を見はからつて、命令その他に

規定することに方針をきめておりまして、少くとも即位に關しまする大禮は國の規則においてこれの詳細を定むることにならうと考えております。なおは皇室元號につきましては、仰せの通り元號は國の元號でありますからして、本來の性質は國法の規律すべきものであることは疑いを入れません。現在は皇室典範中に元號のことの規定がありますが、それ自身が、國の法律の事項になるべきものと思つておれば、國の法律をもつて定むのが正當であろうと考えております。詰まりますと、元號に關することそれ自身が、國の法律の事項になるべきものと思つておれば、國の法律をもつて定むのが正當であります。しかしながら現實の制度といたしましては、明治元年の行政官の佈告がありまして、それをもつて既に實際上の目的を達しておりますし、また元號につきまして諸般の規定を設けまするについては、いろいろ考えなければならぬ所の事情もあるのでありますするが故に、今回はこれを規定することを考へてはいないわけであります。

次ぎに第四の點としまして、親王及び内親王を二世にしたいということは賛成であるけれども、しかし王、女王としての御地位が、永久に續くのであるということはどうであらうか。それを五世程度に限定することが適當ではなからうかという御質疑でありますて、これは恐らくはお考への方向に、正しきものが幾多含まれておると思つてあります。しかしながらこれを具體的に何世までとはつきりきめますことは、ものごとの彈力性をはかりまする上に、かなり不便が起らうと思つてあります。極く淡白に申しあげ

ますると、皇族の範囲が、非常に多くて  
いでのなるといふとともに、一つの好む  
しき理由があります。しかしながら  
それが多きに過ぎると、いうことに、耳  
ましからざる點がありまして、要するに  
に皇位の繼承及び攝政ということを組  
み合わせて、その御範囲を考えなければ  
ばなりません。しかしこれが非常に複  
雑な姿をもつてゐるものでありまする  
が故に、形式的に規定をもつて限定を  
するということは、避けて、いる次第で  
あります。

次ぎに第五に、皇族の特權として種  
類なるものがある。たとえば皇族に關  
する私法のごときは、特に一般の法律  
と違つておる。裁判所に現わるゝいろ  
いろな手續も違つておるというお説で  
ありますたが、全く現在はその通りで  
あります。しかしそれは今日の皇室典範  
と、殊に皇室典範増補によつて、かよ  
うな特別なる権利が認められておるの  
であります。この憲法の改正に伴  
いまして、皇室典範も、また皇室典範  
増補も、現在の姿のものは恐らくな  
くなるものと考へております。従つ  
てその系統によりまして、できておりま  
する皇族の特權といふものは、自然な  
くなることと考へております。今後にお  
きましては、現在のこの議會に提出  
されておりまする皇室典範、及びその  
ほかの各個の法律に基づくものののみ  
が、特別なる法規として殘ることと考  
えておりまするが故に、大體のお答え  
いたしましては、そういう特權はな  
くなるのである。そうして特別なる考  
例が規定せらるゝことにならうと考え

ておるわけであります。そのほかなほお尋ねになりましたが、そういうものも原田法規等の特例とか、何かいろいろ仰せになりましたが、そなうものも原田法規等としてはなくなる、必要なことだけは個々の法律において、その姿を現すものと考へておるわけであります。

なお皇族のいろいろな面における制限を除く必要がある、居住の制限とか職業の制限とかいうようなことがなくなるべきものではないかといふお尋ねでありましたが、かうなることも、今後特別なる法律が出来せん限り、なくなるべき性質のものと存じております。

皇室會議の権限につきまして、四つの場合をお示しになりました。國の権力に本的事項に關するものは、議會にさへお報告して、議會の議決を求むることが正當ではなかろうかといふ御質疑であります。これも前から申し上げております通り、さようにお考えになるのも、確かに一つの議論として成立するものと思つております。たゞ原案に現われましたる問題は、一般の公論に付するということに、好ましからざる點がありますが、故に、國會の代表者を多く取り入れた所の皇室會議によつてこれをきめることが妥當であろうといふ見地から、今回の法律案を提出したわけでございます。(拍手)

○酒井俊雄君 細かい點は委員會に譲りまして、これで打切りります。

○副議長(木村小左衛門君) 井上赳君。

〔井上赳君登壇〕

演説に対する質疑の問題として、駒頭女士天皇即位のことを中心としたのであります。ですが、本日は渋沢、社會主義、協同黨の方々から、すべて女子天皇即位といたことにについてお説があつたのであります。この點につきまして金森國務相の行動もおりまして、その御意見は或る程度了解はいたすのであります。が、この問題は既に各黨で相當重大問題として御發言になつたことであります。私もまた非常にこれは將來重大な問題であると考えますが故に、多少變更いたしました觀點から重複いたします。私は除きました。一應所見を述べさせていただきたい。それにつきまして重ねて御研究を願い、御所見を伺いたいと思うのであります。

まず新典範案には、庶子が認められないのです。これは今日の皇室の御實情もそうでありますし、また民主主義憲法の精神に照らして考えました時に、まことにしかるべきことと私どもは大いに贊意を表する次第であります。しかしながら、前に進歩黨の方からお話をありましたように、これは事することなる重大であると私は考えるのではありません。しかしながら、前に進歩黨の方々がお話をありましたように、これはないといふことのため庶子を認めないと、いどいことは、これまで引きわめて重大な場合があつたことを私は考えさせてるのであります。勿論將來にもまたこういうことがあるのであるのではなかろうか、こゝに詳く事例は述べません。もし必要がござりますれば、委員會で申し上げたいと思うのであります。

條以下に、皇族の範囲を限定すべき條件をつくられておるようには似た考へております。このことを民主主義的な精神に照らしまして、當然の歸結かと考えるのであります。これにも、またわれくは深く考慮をめぐらなければならぬ問題があると思うのであります。今日わが國に澎湃たる民主思想は、申すまでもなく國民が封建的君主制に對して戦いとつたものではないのであります。敗戦の結果、ボッダム宣言によると、當然の歸結として、これを受入れつゝあるのであります。そうしてこのことは、國民とともに天皇及び皇族におかせられても同様であると考えるのであります。否、むしろ實情を一步進めて申しますならば、およそ民主主義の受入れということにおきまして、最も眞剣であらせられるのが天皇であろうと思うのであります。天皇及び皇族がむしろ率先なさつておるのであつて、國民一般はこれに追従しておるといつた有様であると私は考えるのであります。はたしてしかりといたしますれば、日本の民主化は天皇に始まり、下國民に及ぶものであると思うのであります。このことは、わが歴朝が常に道の根源であらせられ、文化の源泉、指導者であらせられることを承つておりますが、そのころこれを新聞紙上で拜しました國民の中には、英國皇帝のよくな立場でありたいといふことをお漏らしになつたといふことを承つておりますが、そのころこれを一體天皇ははたして英國憲法を御存じであろうか、英國皇帝がはたしていか

なる御地位にあられるかということを  
御存じであろうかといつたようなことを  
申して、あだかも天皇自身が御行  
過ぎであるかのごとく心配する向きも  
あつたのであります。所で一たび憲法  
草案がなりますや、最も進歩せる主  
權在國民の憲法が實現いたしました。  
天皇の御希望は私はほど達成せられる  
と信ずるのであります。また第九十議  
會に賜わりました勅語は、憲法草案を  
そのまま、日語體をおとりになります  
た。これは私はけだし空前のことであ  
ると思うのであります。續いて今議會  
には、さきに文部省が發表いたしまし  
た新かなづかいを奉先御採用になつた  
のであります。それを契機としまし  
て、議會の泰答文はもとより、今まで  
まだ採用しておりませんでした新聞な  
ども、はつきりと態度をきめて参ります  
した。恐らく今後は、教科書も雑誌も  
一般圖書も、次第にこれに従つて行か  
なければならなくなるのではないかう  
か。私は、今上陛下が國語問題につい  
て御關心の深かつたことは、既に十數  
年の昔にそつであつたということを承  
つておるのであります。世の中は一變い  
たしまして、恐らく天皇も皇族も、國  
民以上に民主主義を奉先御實行になる  
に相違ないと私は思います。そうして  
この境地にお立ちになりまする時に、  
聰明な皇族という皇族は、第十一條以  
下の規定に従つて、臣籍に御降下にな  
る御希望が或は多いのではなかろう  
か。これまで輝やかしい榮職にあられ  
たればこそ、國民の前に皇族らしさと  
が、それでもなお早くから自覺められ  
た皇族もあつたように私は聞いており

ます。今日以後、皇族たるが故に人間的な御生活もできず——縣井辰門とか文化の推進計画というよなことに御努力なさることは思うのであります。が、そういうことをなさればなざるほど、恐らく皇族の御位置からお退きになりたいといったような御希望が現われて来るものと私は信ずるものであります。そこで考えますことは、庶子は認めない、また第十一條以下によつて皇族の身を離れる方が多くなる、こういうことになりますと、これが民主主義、當然の離結であるにいたしまして、も、他面これがために起り得る皇統の一萬一ということに際しまして、その御安泰を期すべき積極の方途を講ずる趣課深慮が大事だと私は信ずるのであります。こういう観點からいたしまして、わが皇統を——一方民主主義の點に照らして皇族の方々の範囲が縮小さられるとともに、一方には、しかし皇統を安泰ひらしめるという立場から、あらかじめこれに對して十分の考慮をめぐらす必要がある、こういう観點から考えました時に、私は女子の天皇の御即位を一まず認めておくといふことが、將來の皇統の安泰を期する上に、きわめて大切なことではなかろうかと思うのであります。この點お考えを承りたいと思ふのであります。これが一つの觀點であります。

次に第二の觀點といたしまして、皇室の御即位といふものを、今日の民主主義の立場から再検討してみる必要があると思うのであります。少くとも男系の女子の方が天皇に即位されたことは、これは歴史の上にあることは、既にしばくこゝで意見の出たことであります。

りますが、もとより金森國務相の御  
答辭のごとく、これらの女子天皇は、  
現在の典範の精神に照らして考えま  
すと、攝政として即位されたというこ  
ともあるのでありますけれども、  
しかしたゞそれだけで解釋のできない  
場合があると思うのであると思う  
のであります。勿論攝政でなく、儀とし  
て天皇であらせられたことは事實であ  
ります。特に推古天皇のごときは、別  
に攝政をお立てになつて、そして御在  
位三十八年という長きに及んでおるの  
であります。皇極天皇の中大兄皇子に  
おける御關係も、ほど御同様である。  
この方は重祚までなさつて、齊明天皇  
とまで申し上げたのであります。これ  
らは、たゞ單に攝政としての場合とい  
うこととは私は受取れない。そこにや  
はり特別の意味があることを考えなけ  
ればならぬと思うのであります。それ  
は何かと申しますと、由來わが國の上  
古、中古の風が、勿論男女全く平等で  
ないにしましても、後世の武家封建時  
代のごとく、しかも女子を男子の下風  
におく、すなわち全く女子は男子に隸  
屬するものといった考え方においたよ  
うな時代と、上古、中古の風は違つて  
いた。かゝる上古、中古の女性は、政  
治の上に、また軍事の上に、またもと  
より文化の上に、堂々と男子に伍してほ  
う活躍していたのであります。女子天皇  
が御立ちになつたといふことも、實は  
上古、中古のこうした風俗の反映にほ  
かならないと私は考えるのであります  
。しかるにその後ようやく佛教の五  
障の教、或は儒教の三従の教といふも  
のが社會に浸潤いたしまして、それと

ともに専ら武力を第一といたします。士の生活が、女子を家庭に追い込んでしまつた實情にあつたということは、皆さんも御承知のことと思うのであります。こうなりまして、あらゆる人的關係が主従をもつて律せられ、男女もまた主従の關係におかれてしまつたのであります。こういうふうな行き方から、男子のみが重んぜられ、女子はほとんどそれの隸屬物となつて、權利の客體とさえなるに至つたのであります。一方には、牝鷦の最する禍とか、或は女子は三界に家なきものだといったような考え方におかれた。從つて女子の相續などということは、ほとんど認められなくなつてしまつたのであります。いわば我が國の極端な男尊女卑の風は、上古、中古の風にあらずして、武家封建制の下に確立したものであつた。そうしてこの武家六百年を通じて醸成されまし、こういう男女の封建制が、今日といえどもわれく國民の間から牢固として抜け去らないのであります。ところで、たゞ皇室だけは、近世までこの男女封建から超越されまして、江戸時代に二人の女子の天皇が即位されたのであります。明治の皇室典範に至つて、全く時代を逆に、武家封建制が取り入れられ、皇位の繼承は男子に限るということがになつてしまつた。こう考へられるのであります。しかるにボツダム宣言の受諾の第一歩といたしまして、民主新憲法の公布された今日に、この附屬法典の一つとして現われました新典範案が、明治典範をそのまま取り入れるとする問題ではなかろうかと思うのである。

ともに専ら武力を第一といたします。

ります。

第三番目に、私は文化國家の建設としまつた實情にあつたことは、皆さんも御承知のことと思うのであります。こうなりまして、あらゆる人的關係が主従をもつて律せられ、男女もまた主従の關係におかれてしまつたのであります。殊にわが國に出現されまし、た女子天皇の輝やかしき御功績といふものは、歴史の上に歷々たるものがあります。特に推古天皇が、聖德太子をして文化國家の基礎をおかれられた。あの當時、朝鮮の經營にしばり失敗を重ね、内には閥族闘争の危うかつた時であります。が、よく内治を革新し、外交を振興し、文化を政治の基盤として、藝術の香りのゆかしい飛鳥文化を築かれたのであります。これは今日われく國民の三思し、學びべき所と思うのであります。爾來大化の改新といましても、絢爛たる奈良、平安の文化といましても、總てその源流基礎は推古文化であつて、その延長擴充にはかならなかつたと私は信するのであります。このほか、續く皇極天皇、その時に大化の新政の幕が切つて落された。或は持統天皇には曆代天皇、その時に古事記の編纂、風土記の選進とかいつた、空前不朽の文化が残つておるのであります。續く元正天皇の時代に、日本書紀がつくられ、或は養老の律令が編纂されたのであります。

時代に、日本書紀がつくられ、或は養老の律令が編纂されたのであります。しかし何分にもかよろます。この御典範はむしろ上皇室から始まる、その立場から考へまして、皇族が八人で構成され、これが既にほかの方からも語がございました。これは既にほかの方からも語がございました。ここでは述べませんが、から、私はそれを諒承いたしました。

最後に皇室會議といふものがござりますが、その構成は、皇族がお二方、あとが皇族にあらざる方が八人で構成されておるのであります。この皇族が——先ほど申しました通り、わが國の民主主義はむしろ上皇室から始まる、その立場から考へまして、皇族が御二方であり、國民を代表するものが八人であるということは、民主的な立場から申しまして、かかるべき構成のようになりますが、これはむしろ逆でないか。一方に民主主義といふものはない。一方に民主主義といふものはない。一方に民主主義といふものはない。

お話を、これはだいたい御諒承を得てゐると思いますが、その中でも践祚の式のことは別として、即位の式に關しまることは、明白に典範に規定してあるわけでございまして、その細目となるべきものは、またこれに附屬する命令をもつて明らかにされることを考えております。

次ぎに皇室會議におきまして、皇族御二方のみが議員であるということを問をいたしたいと思います。第一は、この議會におきまして審議の結果でございまして、私三つの點に關しまして、私三つの點に關しまして、私は根柢的な疑問をもつてあります。憲法一條は、皇位の繼承につきまして、皇位の繼承は國の議決しておるのであります。これは重大な二つのことを要求しておるのであります。

ります。

第三番目に、私は文化國家の建設と

あります。しかのみならず、わが國は永久に戦争を放棄いたしまして、あらゆる軍備を撤廃することを憲法において宣言したのであります。從つてこの

間に一大好感をもたれるのでありますと確信するものであります。(拍手)これに對しまして、政府のお考へを承りたいと思うのであります。

第三番目に、私は文化國家の建設とあります。



考えられません。それに對しまする特別なる途は設けてありません。(拍手) 次ぎに現行の皇室典範にはどこに缺點があるのか、その缺點を指摘しなければ改正に關する數情は起らない、こういう御趣旨でありましたが、皇室典範の現行の制度にどこに缺點があるかというよりも、憲法自身が皇室典範を法律をもつて定むべきことを要請しておりますが故に、それに對する答えて、今回の改正が必要であるといふことがまず第一點であります。言ひ換えますれば、現在までは典範と憲法とが二元的に對立をしていました。今は憲法の下に、玉鏡籠を設くということによりまして、改正の趣旨があろうと思ひます。それ以外のことにおきまして、どういう改正の必要があつたかは、この改正の皇室典範と現行典範とを比較して、その差のある所が改正の理由であると御承知を願いたいと思ひます。(拍手)

○細迫義光君 仰坐でありますから、

○議長(山崎謙君) 発言を許可いたします。

○細迫義光君 自席から發言のお許しを願います。

○議長(山崎謙君) 発言を許可いたしました。

○細迫義光君 いかに第百條の補則がありましても、この議會が將來の國會でないことは間違いないのであります。この政府は、やがてできます。この皇室典範をもつて、これは國會で議決した皇室典範だと國民の前に示しまして、質問はこれで打切ります。

○議長(山崎謙君) 北浦圭太郎君。

〔北浦圭太郎君登壇〕

○北浦圭太郎君 諸君、皇室典範は諸

考えられません。それに對しまする特點があるのか、その缺點を指摘しなければ改正に關する數情は起らない、こういう御趣旨でありましたが、皇室典範の現行の制度にどこに缺點があるかというよりも、憲法自身が皇室典範を法律をもつて定むべきことを要請しておりますが故に、それに對する答えて、今回の改正が必要であるといふことがまず第一點であります。言ひ換えますれば、現在までは典範と憲法とが二元的に對立をしていました。今は憲法の下に、玉鏡籠を設くことによりまして、改正の趣旨があろうと思ひます。それ以外のことにおきまして、どういう改正の必要があつたかは、この改正の皇室典範と現行典範とを比較して、その差のある所が改正の理由であると御承知を願いたいと思ひます。(拍手)

只今議題となりました皇室典範、これは金森國務相も御承知の通り、非常に疑問の多い法典でござります。なかんづく皇室典範が皇室の家法であるか、或は國家法であるか、これさらにわかるに

に斷定を許さない性質のものであります。しかしながら憲法を、形式的憲法と實質的憲法とに分類いたしてみると、皇室典範の一部、たとえば攝政法

或は皇位繼承法、これは明白に國家機

關の組織についての法典でありますか

ら、この部分は憲法であり、國家法に

相違はございません。そういたします

けれども、この皇室典範と、そうしてさきに

改正されました所の憲法とは、まことに

よく調和がとれていなければならぬ

い。前後矛盾があつてはならない。私

の見る所によりますと、澤山はござ

いませんが、間々どうもそこに遺憾な

たしておられるのであります。すこ

れは一面、私見でござりますが、青

年男女幸福追求の權利と關連いたし

て、まことに民主的の條文であります

。たしておられるのであります。すこ

れは一面、私見でござりますが、青

年男女幸福追求の權利と關連いたし

いかなる條文によつて、或はまたその  
皇室典範のどれによつてこの刑事無責  
任を保障いたされたるのであるか。この  
點であります。改正憲法からは、諸君  
御承知の通り、神聖不可侵權の條文は  
その姿を消しました。舊憲法第三條に  
は「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と  
規定いたしておりましたから、かりに  
天皇に——今まではさようなことはな  
かつたのでありまするが、かりに天皇に  
不法不當ありといだしましても、これ  
は刑事訴追をすることは許されなかつ  
た——憲法第三條によつて。そこで我  
は考えて見ます。英國の法諺、王は  
悪をなす能はず——ヒー・キング・キヤ  
ン・ドウ・ノ・ル・ロング——なすことが  
出来ない。これによつて刑事の無責任  
の規定などはいらないではないか。王  
は悪事をなさないのだ。この規定によ  
りまして、さよならものはいらないの  
だ、かよう考えております。天皇國事  
に關する總ての行爲に對しては内閣の  
助言と承認を必要といたしまして、内  
閣がその責に任じますから、國事に關  
する限りは、刑事訴追はこれを許され  
ない、かように解釋もして見ました。  
その他國事に關係ない事件、かりにあ  
りとしたしましても、主權者たる日本  
國民、今度は國民が主に者、その主權  
者たる日本國民の總意によつて天皇を  
日本國の象徴と仰ぎました以上は、主  
權の一作用に過ぎない司法權が、天皇  
をどうして訴追することができるか。  
これは不可能である。かようにも考え  
て見たのであります。しかしながら英  
國におきましては、王の永久と安全  
とを期するためには生まれました、國  
王は悪事をなす能はず、この鐵則

も憲法にしつかりした規定がなかつたがために、間もなくチャーチス一世は處刑された。フランスにもその例があります。諸君御承知の通りロシャンにもあります。わが日本國におましましては、ここ二十年、三十年は大丈夫であります。しかし百年後には誰がこれを保證するか。現に一群の人々は、全面的に改正憲法に反対されまして、しばく天皇を悪罵して、もつて進歩的なりとはき違えておる人もあります。しかし一旦その反対が破れて、しかし確定されたる法律となりました以上、命令と出た以上は、その確定されたる法令に最も忠實に服従いたすといふことが、民主主義憲法の眞髓である。(拍手)かかるに名を労働運動にかかり、國家を混亂に導いて、よつてもつて憲法の精神を蹂躪せんとするがどきは、かれらはもはや天下の政黨ではなくして、亂民徒黨の群であるといわなければならぬ。(拍手)私は、最近内閣発行にかゝりまする「新憲法の解説」を熟讀してみましたが、これらの點につきましては、一言もタツチされていないのであります。この「新憲法の解説」には、金森國務相も序文を書いておらぬの罪、侮辱の罪、禮拜所、墳墓に關する罪、これが國民に對する犯罪にまで影響を與えるものであります。たとえば不敬罪は刑法には復雜に規定されておりますが、これを國民に對する名譽毀損の罪、侮辱の罪、禮拜所、墳墓に關する罪、これを嚴格に區別すべき憲法上

この法的根據をどこに求めるか。やがてこの議場に現われるだらうと思いまするが、やはり不赦罪も現われるように違ひはない。そうしてその罪は、われくの名譽毀損と稱別されて、懲罰であることは想像いたします。そういうふうに區別する法的根據をどこに置くか。金森國務相は今日この議場においてこれを明白にいたされなければ、將來懲罰の悔いを殘される時が来るかを恐れるのであります。

次ぎに私は吉田内閣總理大臣にお伺いいたしたいのでありまするが、お留守でありまするから、幣原さんで結構であります。天皇は改正憲法によりまして、日本國の特別機關であります。しかしてその地位は、日本國の象徴として日本國民統合の象徴であらせられます。従つてその地位にふさわしき皇室經費、これを請求する権利があります。國もはその請求権に應する義務があります。物價高の今日、從來の四百五十萬圓いく倍する豫算をこの議場に提出さることは當然でありますが、なおこのほかに天皇の特權として、生命、身體、榮譽、自由、皇陵、これらはすべて刑罰特別に保護されなければ、皇室經費は完成されたといふことはできない。これらのこととは絶対に必要であります。しかしながらわれわれは、たゞそれだけでは皇室に對して禮を盡くしたとは考えていないと思うのであります。それは何か、財政的に、法律的に、として十分の禮を盡くしましても、なおより重要なある獻上物のあることを忘れてはならぬ。それは天皇及び皇室に對して自由を與えよということであります。從來の皇

室宗鏡及びその附屬の法令には、陛下の御出入には特定の國簿を整える。從來でありますると、御承知の通り近衛兵が第一國簿と申しまするか、盛んに行列を整えてお供をしておつたのであります。これらのこととは、勿論今後といえども必要であります。しかしながら從来は、その必要以上程度を越え、まるで封建時代の將軍、大名が百姓、町人を待つがごとき振舞いが、警察官や、憲長隊や、それから宮内省の役人どもによつて行われておつたのであります。殊に宮内省の役人のごときは、陛下行幸の二、三日以前からやつて来りまして、ホテルを獨占する。難筆中、われ／＼は勿論一矢（一矢）が見ることもできないような御馳走を運んで来ます。そしてそれを食つて、それに酔ふ。警察官は、まるで自家作成のブランチクリストから、罪科もない所の國民を行幸一週間も前から豚籍に入れ、陛下が……。「何を質問する」と呼ぶ者ありし黙つて聽きなさい。後でもかる。所がやがて陛下がお歸りになつてからこれを放免するといふようなり方である。こういうやり方を束縛することになる。かくのごとき官僚の封建的思想は、天皇の自由を束缚した。國民と皇室との間に大きな溝をつくつた。國民は實際皇太后陛下や皇后陛下のお顔を知らない。たまに奈良や京都に御參拜になりましても、われわれにはお姿も見まさない。これで

は諸君、皇室は國民の忠誠と眞心とを御存じありますまいでしようし、國民また、終戦以來の陛下の御心境をどうしてお察しすることができましまよら。われくは昭和憲法の發布を一新紀元といなしまして、奥深き宮廷生活から陛下や殿下を解放し奉つて、陛下や殿下がお供も連れないので銀座街頭もお歩きになり、或はまた皇太子殿下や内親王様方は、この戲場へしばらく御臨御遊ばされまして、熱心なる同僚賛賞の國政審議を御見學遊はされる。これをお待ち申し上げるのであります。(拍手)日本全國津々浦々は、天皇陛下御研究の博物學の樂しき園園であります。山川草木、山紫水明、ことごとく天皇を喜んでお迎え申し上げるのであります。

ます。

次ぎはもう二點、皇室會議の問題であります。皇室與親王、皇族命令など重要な地位を占める機關は他にありません。たとえば憲法における國と同様の重大な決議機關であります。皇后そのもの大事を決定すべき重大な任務をもつ。そこで舊皇室與親王は、皇家の家法なりという建前をとつておりましたから、成年に達せられました皇族男子をもつて、皇族會議を組織せられておつたのであります。改正典範はこれを法律なりと認め、その組織を根本的に改正されました。そこでそのおもなるメンバーは、衆議院、參議院の正副議長、内閣總理大臣、大蔵院長、その他皇族の御二方であります。その人物は、立法、司法、行政の最高院峰によつて組織せられておる。こゝは諸君も同僚として御研究を願いたいのをあります。第一このメンバー組織について、よほど立派者はお見えになつたと私は思つております。しかしそれは誤りである。間違いであります。私は確信する。諸君、モンテスキューの三權分立は、分立する上に三權である。合流すれば廢れるものはナンセンス。モンテスキューは死んでしまつたが、それから内閣總理大臣、最高裁判所の長、この三權が合流して皇帝の大事を決定せんとするとは、大いなる誤りではないか。この偉々六名のものが肚を合わせますると、皇位繼承の順序を變えることができる。最も極端な例を挙げますと、天皇久しきにわたる故障なくとも、攝政を置くことができる。この攝政を廢止することができ

る。勿論現在の總理大臣や議長、副議長、人格<sup>性</sup>高にしてさようなことは決してなさらない。なさりませんが、しかし、百年の將來を考えなければいかぬ。かりに軍<sup>事</sup>大機を再び「理大臣とする、金<sup>木</sup>貞一を議長とする、阿部信行を大審院長とする、しかば、われの憂うるところは必ずある。これは今から防いでおかなければならぬ。これを防ぐためには、立法、司法、行政、おのゝ、その分を守つて、互いに相牽制いたしまして、三作用の效果を發揮せしめなければならないのであります。これを合立せしめますのが故に專制政治になる。現に專制政治——わが日本の現在の状態においても、あの當時、立法も司法も東條英機に抑えられたおつたがために、今日の日本になつた。そこで私はお伺いするのであります。が、政府はこの草案の組織中から、せめて司法部を除いて、大審院長をして、皇室の大目に下法不正あればこれを審判せしむるよう、本來の任務も、この時間が許しませんからこれでべきであると考えるが、金森國務相の御意見如何。まだありまするけれども、三點につきまして、私からお答え終ります。(拍手)

いうのは、不調和ではないかといふ御質疑であつたのであります。皇族の方も、前に憲法改正の場合に私から申上げましたやうに、國民の一員でもらせられます。併し、その婚姻も兩性の自由とすることを基礎とすべきことは、理の當然と存じております。しかししながら、國の象徴たる皇位及びこれと關連ある所の皇族の方々につきましては、特にその御地位の關係より来る所の、或る程度の制約が來ることはない。これはやむを得ぬと存じます。決して憲法はこれを否定しておる趣旨ではない、かように考えておりますが、これは憲法第三條の、皇室典範に委任しておる規定によつても明らかであるうえと存じます。そこでこの皇室典範におきましては、その兩面を考えまして、最小限度に御自由の範限を考え、できるだけ少くするという方針をとつておられます。従つて皇族の方の御結婚をお考えになる場合におきましても、その制約は、皇族であるといふ御地位と關係連しておるのであります。個人としての御立場と、必ずしも直接には關係をしておりません。皇族たる身分をお離れるになる場合も認められておりまして、そのことかこの問題と關係をもつておるものと考えております。

こゝにわざ／＼無答責の規定を設けます。ことすらもふさわしくないというのが、憲法の精神であると思つてをります。故に、攝政につきまして無答責の規定ができます。しかし、相調和するものであります。決して不調和を來すものではありません。攝政についてのみこの規定があることは、すなわち天皇についてはその規定が要らないということをつきり指しておるものと考へておなされます。

それから皇室會議の構成の中におましまして、いわゆる三權を分立せしめまして、合立せしめた嫌いがあるといふことを本にして御論議になります。しかし、三權を分立せしめますのも適當であり、合立せしめますのも適當である。つまり、場合々々によつて、この目的に従つて物の組織をきめなければなりませんので、皇室會議の由来や歴史なりますことは、立法にも、司法にも、行政にも關係する、複雑なる内容をもつております。従つてこれを議せられまます場合におきまして、皇室を代表せられる皇族、ほかに三權のおののを代表せられる人を加えまして、特に國會については人數の上において重點をおくという方法を設けしかねません。その三分の二の多數決によつて議決の成立するやうに準備をしてをりますが、故に、日本の諸般の制度の中で、最も安全なる組立て方であると考えても、次第でござります。

○國務大臣（男爵）原喜重郎君：只今北浦君より私を名指しての御質問がござつたのであります。その中の質

一點は、天皇の無咎責ということでありました。この點につきましては、只今く國務大臣より既に御名前があつたのでありますて、私も同様なことを繰返すより仕方がありません。すなわち天皇は日本國家の象徴である。國家の象徴の罪を問うということは、私としては考へられません。

それから第二點は、陛下の行幸の際におけるいろいろな御のこと、その他官吏の甚だよろしくない態度のことをお話になりました。これは最近陛下が行幸途上した時の實況を拜せられたならば、こういつたような御一問は、恐らく起らなかつたろうと思ひます。(拍手)私は今年の始まりごろでありますか、陛下が京都へおいでになりました時、お歸りになりました時に、私は拜謁いたしましたことがあります。その節、その警けいはきをめで仰さにしろとしたと、その御命令が徹底いたしまして、自分は今固初めて自分の心が國民の心臓に直接に接觸したやうな氣でしたと、いうことを仰せられまして、私はそこにも心にむせんだのであります。(拍手)この一言をもつても、陛下の御意思のある所もわかり、また今日實際におきまして、宮内省とかは警戒官といたしまして、白くない行動をしたということは、絶對にないと私は信じております。

○議長(山崎謙君) 北浦君、重ねて御質疑がありますか。

○北浦泰太郎君 委員會で詳細に：

○山口喜久一郎君 本案は議長指名四十五名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長(山崎謹君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎謹君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

これにて議事日程は議了いたしました。次會の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散會いたします。

午後四時十分散會

衆議院議事速記録第五號中訂正

四九頁一段三行目の「ゆすりに」は「交渉に」、同五行目の「ゆすられ」は「交渉に」に訂正

定價一部、七十錢

行發車都牛込區市ヶ谷本村町  
電話九段五三一  
印刷  
圖書課